

## 会議録

会議の名称	令和2年度第4回新城市市民自治会議
開催日時	令和2年12月10日(木)午後6時30分から
開催場所	新城市役所 4-2会議室 (zoomオンライン形式含む)
会議の次第	令和2年度第4回新城市市民自治会議 1 会長あいさつ 2 議題 (1)新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会について (2)新城市地域自治区制度について 3 報告 (1)市民まちづくり集会について 4 その他

## 1 会長あいさつ

第4回の新城市市民自治会議を早速始めさせていただきます。

今日は、重要な新城市の市長立候補予定者の公開政策討論会の準備についての議題と、これから深めていかなければいけない地域自治区の調査のこと、この2点について今日は御審議いただくということになりますので、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

議題(1)新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会についてということで、まずいただいた資料について事務局からお願いします。

## 2 議題

### (1)新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会について

事務局	<p>新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会の実行委員会の検討ということになります。</p> <p>これまで実行委員会の委員さんについて、市民自治会議のほうでいろいろ話をさせていただきました。その中で謝礼をどうするかということが出てきておりました。皆さんの意見、議会のほうからもいただいた意見をまとめさせていただいて、ここに簡単な表がありますけれども、1番から5番が考えられるかなというところでまとめさせていただいております。</p> <p>1番、2番につきましては、謝礼と交通費を支給、1番が交通費を支給、2番目は謝礼のみで交通費を含むということでございます。条例を施行するための公務であるから支給すべきですとか、勉強会のときはまだ支給はしないというような御意見もいただいております。</p> <p>議会のほうからも、責任の重さが違う、報酬があると責任が出てくるのではといったような意見がございました。ボランティアでやるのは限界があるのではないかなというような意見もいただいております。</p> <p>3番、4番につきましては、謝礼なし、交通費のみ支給、両方とも支給しないというものが挙げられております。</p> <p>最初のところでは、公職選挙法に基づく寄附行為が疑われるので無報酬でよいと、こちら辺は議会から出てきておりました。それから、過去の政策討論会も無報酬でJCの方たちはやられていたというところでした。それと、すべての実行委員が無償で、推薦者との差をつけず全員同等にというような御意見もいただいております。また、会議に来てもらうので、交通費だけは支払ってはどうかというような意見もございました。</p> <p>5番ですけれども、市民からなる実行委員には支給して、陣営からの推薦者には支給しないというような意見もあったわけですが、推薦者のみ支払わないとする理由というものが難しいのではないかなというような意見です。事務局の案としまして、③または④ということでここに書かせていただいております。</p> <p>公開政策討論会は、もちろん選挙運動とは区別されるものではあるのですが、公開政策討論会の先には選挙があることも事実である。選挙運動員は原則ボランティアで行うとなっております。ここには労務者、うぐいす嬢、手話通訳を除くと書いてあります。うぐいす嬢というのは車上運動員で</p>
-----	---

す。名前を連呼したりするということですが、そういった方たちは公職選挙法で上限額が定められて報酬を支払われておりますが、それ以外の方たちは原則ボランティアということです。

実行委員会への謝礼支給ということは、続いて選挙が行われていくわけですので、そこで誤解を招く可能性があると考えております。特に現職が立候補予定者となる場合には、公職選挙法の寄附行為に当たる、当たらないといった論争が生じかねないということで、市が行う公開政策討論会は初回、今度は初めてだということで、まずはこの公開政策討論会を成功させることを第一として、謝礼なしから始めてはどうかということです。それと、交通費支給につきましては、出す、出さないの検討をしていく必要があるかなと考えています。

それから、立候補予定者からの推薦者は、基本的には政治活動としての参加ということで、謝礼支給には疑念があるかなというところです。同じ実行委員でありながら、謝礼を支給される者、されない者がいるというのは、公平ではないのかなというところを事務局では考えているところです。この謝礼について御意見を頂戴したいと考えております。

裏面に、実行委員会の委員、前回人数のところ、施行規則にこの人数がうたっているものですから、この人数でよろしいかどうかという御意見をいただきまして、15名というのが妥当ではないかという意見をいただきました。

それを受けまして、施行規則のほうは原案どおり施行していきたいと考えているところです。

この実行委員会の構成ですが、例えば一般枠で5名なら5名という形で募集をするのか、あと考えられるのは、まちづくり政策に関わったことがある方ということで、自治基本本条例に基づく委員の経験者ということで地域協議会の委員とか女性議会、若者議会の経験者の枠を設けておく。それから、前回の政策討論会の経験者ですとか、過去の政策討論会を行ったことがある方、JCの方が主だと思いますけれども、そういった経験者の枠というものも設けておいて、広報で募集するのは一般枠というような形で募集するのがいいのかな。その辺も非常に悩ましいところではあるのですが、募集するにあたってその辺も決めておかないと募集ができないと考えています。

最後のところですが、その他ということで書かせていただいておりますけれども、この公開政策討論会を実施するためだけではなく、主権者教育という話が市民自治会議でも出ていたかと思いますが、中学生や高校生、女性などにも参加していただいて、関わっていただきたいなというところがありまして、ワークショップを開催するだとか、実行委員会のほかに分科会だとか、公募してそういう勉強会などを行ってみてはどうかというような意見が市長のほうからも話がありまして、そういうものもぜひ検討していただけたらというような意見がありましたので、そこに挙げさせていただいております。

委員	<p>公開政策討論会の検討につきましては、お配りしました資料については以上になります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
事務局 委員	<p>質問ですが、こういう公開政策討論会は、新城市で初めてやるわけですね。前例がないと。一番の問題は、公職選挙法にかかるかどうかというのは、どういうふうに扱われるか知りたい。専門家に一度意見を聞くというのはできないですかね。多分いいと思うのですが、細かいこと、例えば謝礼の問題とか、それは小さい問題ですが、そういう話も念を押すために法務局で聞かれて、裁判所の裁判官ならいいかもしれませんが、そういうことはできないのですか。</p>
事務局 委員	<p>政策討論会全体。</p> <p>全体もそうですし、それは条例がもう通っているから問題ではないと思うのですが、謝礼の問題も公職選挙法にあればいいから。根拠がはっきりしていますので。</p>
事務局 委員	<p>大体国に聞こうと思いますと、県を通せと。市町村から聞くと県を通せということは言われます。聞くとしたら、県の選管になるのかなと思うのですが、ただ、心配をするというか、ここにも書かれていますけれども、公職選挙法でいうところの寄附行為に当たるか、当たらないかという部分ですが、寄附というと、立候補予定者が自分のお金を選挙区の人たちに渡すというようなイメージがあるのですが、一方で市のお金を渡すといえますか、予算をとって謝礼を払っていくというようになるのですが、そこら辺というのは、実はこの公職選挙法も判例とかに基づいて今まで裁判が起きたりして、そういったものから判断されていくというところがあって、その結論を出そうとするとすごく長くかかってしまう気がします。</p>
委員	<p>最初はボランティアでいいのですが、その辺も一度、時間がかかってもいいから法務局の専門家に聞いてみるということも大事だと思うのですが、これが他の市町村でやっていたら、そこに聞くといいのですが、初めてですので、だからそういうことを心配しているのです。</p>
会長	<p>ちょっとよろしいですか。そもそもこの市長選挙立候補予定者の公開政策討論会というのは、これは公職選挙法の適用対象なんですか。</p>
事務局 会長	<p>そうじゃないですね。</p> <p>あくまでも一般の、いわゆる立候補したいなという人がその気持ちを表明して、自分の考えを表明する場なんだけれども、その先には立候補する可能性はあるということなんだよね。今はまだ立候補するかどうかわからない人なんだけれども、そもそもこういう立候補を想定した政治活動について、市で条例でしっかりと市政の参加、知る機会を保障しようということでこの条例を制定して、運用していくわけだから、公職選挙法の適用とは違う事業をやろうとしているわけだから、だからそもそも公職選挙法の寄附行為に当たるとはならない。公職選挙法の適用外だから。公職選挙法の寄附行為に当たる</p>

	<p>ことはないでしょう。</p> <p>だけど、選挙につながっていく方でもあるので、疑われることは極力やめましょうという考え方に立っていくならば、謝礼という話は特段なくてもいいというのは、多分議会のほうの考え方でもあるだろうし、我々というか僕自身もそれは賛成です。交通費については、これはいわば市民が知る権利のためのまちづくりの勉強会なので、市民まちづくり集会とよく似たような形なので、それについてはあえて、交通費については支給するという判断も、これは考えてみる価値はあってもいいだろうと思います。</p> <p>だから、公職選挙法に基づくとという前提で議論をしていくとまた話が戻っていってしまうので、そこは気をつけたほうがいい。</p> <p>以上です。</p> <p>白黒つけないと進めないという話なので、ある意味白黒をつけるために、初めてどのことをやるならば、やはりきちんと調べて、場合によってはやってみてだめとなったときにやめるという言い方がいいのかどうかかわからないけれど、チャレンジも必要かなと。</p> <p>もう1つ、私が思ったのは、それが選挙につながるからと言われてしまうと、例えば直前でやればつながるのだけれども、ある程度の期間を置けばそれにつながらないという考え方なら、実施する機会をもう少し早くする。</p> <p>もう1つは、そういう機関があって、その都度やるのはいいのだけれど、市民の経験とか教育をやるのなら、ある意味常設をして、常にこういうような形で委員会をやるのか、勉強会をやるのかあるのですが、常設でやるならたまたまその時期にはまったやるという形にもっていくというもっていき方も、このせっかくの条例を生かすやり方かなと思う。さっき言った選挙に近すぎると問題があるのなら、選挙日から離す形のもっていき方も、今回せっかくですから、考えてチャレンジでやるのもいいのかな。〇〇委員と同じようなところなのですけどね、そのように思いました。</p> <p>謝礼は、私はある、ないということより、やはり付けて出さないと協力できないと思うのです。ボランティアもそうですけれども、多い、少ないではなく、それがひとつの評価だと思うのです。せっかくやったことに対してありがたいのでいいのですけれども、労働と一緒に何かが出るというのもひとつの評価になると私は思うので、やはり謝礼という言い方なのか、職務としての、そういう対価に払うという形でやはり謝礼を出していくというのは重要かなと思います。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>J Cがやられましたね。あのときはそういう話は全くなくて、もうボランティアだと言って最初からやられた。交通費は出たのですか。</p>
委員	<p>交通費なし。青年会議所という会の中の活動の一部ということなので、交通費が出るとか、報酬が出るとかそういうことではなく、あそこは会員が会費を納めて自分たちで運営している団体なので、そこが主催するということがあったら、よその人を頼むわけではなく、全く性質が違うかなと思います。</p>

委員	<p>年間35万円ぐらい払っているのです。社会のいろいろなことが当たり前だから、自前のお金で活動するという1つのはしりだったのです。すべて会員の会費とOBの寄附等でやっています。JCにしてみれば社会奉仕です。</p>
委員	<p>この謝礼につきましては、一回この謝礼を払わないということになると、それを復活させるというのは難しいだろうと思います。ただ、そういう今の疑念が出てくる。特に候補者の陣営から出てくる人たちの問題だと思うのです。そこのところは、やはり謝礼を払わないということではいいので、それを区別することができないということであれば、なしでいくということではいいのではないかと思います。</p> <p>これを復活させるのは今後できないという前提のもとに、この謝礼の議論をしていく必要があるかなと思いましたので、発言させていただきました。</p>
会長	<p>他の委員のみなさん、どうでしょうか。</p>
委員	<p>私も〇〇さんと同じようなところで、最初からないものは復活は難しいです。例えば候補者に関連する色分けはなかなか難しいのですけれども、例えば給料という形だとただかないわけにはいかない。謝礼の場合は、辞退するということが問題ないんですね。だからセットとして出しておいて、どうしてもその関連の人は、こちらから言う話ではないのですけれども御辞退いただくのもひとつね。御辞退いただいたことは明らかですよね。この方は立候補者の関係だけれども、一応いただいたけれども御辞退されたねというのは、明記すれば、それはそれでひとつの公平性が保てるので、そういうことまで文書で決めることが出来るのか、出来ないのかは別として、謝礼については辞退できるかどうかというのもひとつのもっていき方だと思うんです。〇〇さんが言われるように最初からなかったら、こういうものは絶対に出来ないです。</p>
会長	<p>事務局、皆さんが今、この制度の恒久性について心配されているので、そもそも実行委員会委員謝礼云々という話は、どういう規則に基づいてつくって、そしてもしそこで問題が途中で発生したときに運用を中止したりとか、見直すということはできるのかどうか、そのあたりをもう少し丁寧に説明してもらえませんか。</p>
事務局	<p>どういったきまりで支払っていくかということですが、これで条例が出来て、規則も原案どおりいきます。そうすると、その下に別途、別に定めるという言葉がありますので、実行委員会の運営要領ですとか、謝礼支払いの要領ですとか、そういったものを別に定めていく形になります。</p>
会長	<p>その要領というのは、例えば運用上、やはり問題があると、例えば当事者であるとか、市の側であるとか、そういったところが判断したときには、その要領というのは再修正して運用することが出来るのですか。</p>
事務局	<p>出来ます。</p>
会長	<p>つくったら途中で変更できないという前提はないですよ。</p>
	<p>皆さん、今、聞いていただいたとおりなので、やってみて、まずいと思ったら途中で変えることもできると。</p>

委員	<p>他、いかがでしょうか。</p> <p>さっき〇〇さんも発言されたのですけれども、報酬があるという形にしておいて、他の市役所のいろいろな委員会でも報酬の口座を登録する用紙と一緒に辞退届という用紙を必ずくれます。そこで自分で決めて、自分の立場とか、そのときの役割によっては、口座番号を登録せずに辞退届に自分のサインをして提出するということをしているので、そういうやり方をすると決めておけば、それぞれの陣営から出られた人はそういう形、そうしてくださいとは言えないのですけれども、そういう形でやるというのは可能かなと思います。</p>
会長	<p>陣営から出る方たちが辞退する場合の理由って何でしょうかね。今、〇〇さんが言ったのは、謝金・交通費の二重払いを防止するという事で大体運用されるケースが多いのだと思うのだけれども、今回の陣営から出る人と一般で出る人に、例えば謝金、謝礼、交通費を出す、出さないという結果が生まれる場合の根拠としては、今のように陣営から出る人が辞退をするということで、結果として出ないということになるわけですね。そうすると陣営から出る人が辞退する理由は何でしょうね、〇〇さん。</p>
委員	<p>資料を見させてもらってですけれども、1番のところにありますように条例を施行するための公務であると。先ほども話がありましたように選挙運動とは違う。公職選挙法にかかわることはないということもあります。それならば公務であるというのですが、それは当然出してもいいと思いますし、また永続、長く続くためにも、あるいは運営そのものの予算というものを考えれば、当然そういう方法をやっていただくのですが、当然かなということも思っています。</p> <p>5番のところに陣営からの推薦ということ、いわゆる運営に携わる公募で、公平な立場でいろいろな陣営の立場を踏まえて、それを越して、全体のことを知っている。どんなふうな形で話もたれるということもあるわけですから、その中に陣営としての思いというものを出しながら運営していくということになると思いますので、そう考えると多少の利害があるということで辞退してもらっても私は差し支えないのではないかなと。以上です。</p>
会長 委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>最初は謝礼を出したほうがいいのかなと思っていたのですが、デメリット、寄附行為が疑われるとかそういうこともあるという意見を知って、ああそうなんだと思ったし、先ほど〇〇さんが、辞退、両方できるようにするというのができたらいいのではないかとおっしゃっていたと思うのですけれども、私もそれがいいのかなと思います。以上です。</p>
委員	<p>上のほうの謝礼を払うか、払わないかのところですが、そもそもこの公開政策討論会が選挙活動に当たらないとする以上、その場で払われる謝礼金が、それだけをとらえて、そこは選挙活動の公職選挙法の寄附行為に当たるのではないかという論争が起きることがまず間違っていて、そもそもその前段階の公開政策討論会が違うものだから。そこも当たらないよねとい</p>

<p>委員</p>	<p>うことで進めていかないと、もともとの根幹の部分が緩んでいってしまうのかなと思いました。</p> <p>先ほど〇〇さんからも話がありましたけれども、謝礼なしで始めて、途中で復活させることをしたほうが、その行為のほうがどちらかというと現職による寄附行為を疑われるような事態を招くのではないかなと考えています。</p> <p>下の立候補予定者からの推薦者への謝礼ですけれども、上の払う、払わないのところでも述べたように、そもそもこれが選挙運動とは区別されるものであると大前提にあるのであれば、全員に一律で払うことによって、逆に公平性の担保であったりとか、不正はないよということをアピールするものになるのではないかなと思います。以上です。</p> <p>私も〇〇さんがおっしゃられたように途中で変更するということがのほうが疑わしく思わせてしまうと思いました。</p> <p>辞退届というものがありますし、こういう形がありますということを示せばいいのではないかなと思います。以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>僕もお金があるからというわけではないのですが、報酬があってもなくても、やる以上にはしっかりその責務は果たすわけであり、受取ることを辞退できるのであれば、僕もそのほうがいいと思います。受け取らないと表明すれば受け取らないということで、僕は報酬はあってもいいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>市が行っている公的な会議で、実際に無報酬でやっているものがあるのかどうかを知りたいと思いました。今度2月6日に市民まちづくり集会実行委員会とかの報酬がどうなっているのか。市でも払っていないというものがあるのであれば、今回の件についても、払わない選択肢もあるのかなと思いました。以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>前、資料をいただいて読んだときに、過去、無報酬だったということで報酬はなくてもいいのかなと思っていたのですが、この前、皆さんの意見をお聞きしていて、やっぱり報酬があったほうがいいかなということですが、ただ1つ引っ掛かるのが、表の③の交通費を支払う人になると人によって金額が変わってきますよね。それよりは一律に、今ある謝礼として一律の金額で交通費を含んで、先ほど皆さんが言われているように辞退される方は辞退して、平等になるような報酬になるのかなと思いました。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。今、皆さんのお話の中で、市のほかの委員会の話が出ました。これは事務局に確認しますが、自治基本条例の中でうたっている各種いろいろな活動で、特にこのまちづくりを巡る市民の知る権利を促していこうという取組として若者議会であるとか、市民まちづくり集会であるとかがありますよね。こういう自治基本条例に基づいて市民の知る権利をまちづくりを進める観点から行っていく事業で、委員をしてもらう人たちに対する謝礼と交通費の扱いがどうなっているのか、皆さんに説明していただけますか。</p>



事務局	<p>まず市民自治会議の皆さんは、市の附属機関ということで報酬を支払わせていただいております。</p> <p>それから、同様に若者議会も全体会につきましては、あれも附属機関ということで報酬を支払っております。ただ、若者議会の中でもそれぞれ、今回4つの事業が提案されているわけですが、委員会に分かれているときには、これは謝礼という形で出ています。委員会を開催して、それに出席していただいた場合は謝礼として出ています。交通費は別です。</p> <p>女性議会は、1日の議場でやる当日のみ、1日だけの3,000円の交通費込みの謝礼を支払っています。その前の事前勉強会、オリエンテーション等いろいろ参加していただいておりますけれども、そちらについては無報酬、交通費も出しておりません。</p> <p>まちづくり集会ですけれども、まちづくり集会の実行委員会の委員さんたちは、実行委員会に参加すると1日3,000円、交通費込みでお支払いしております。謝礼ということです。</p>
会長	<p>市のほうの自治基本条例に基づく各種事業について運営をする際の謝礼、交通費についての扱いはそういうことです。そことあまり大きく違う必要もないだろうということがあったし、また実際に今の皆さんのお話ですと、受け取る、受け取らないというのは個人の判断の道もつくっておいてもいいのではないかということでもあったようなので。特にいろいろな委員会をやっていると、各いろいろな機関からの代表で出てくる場合は、その機関から報酬とか交通費が出るケースがあって、その場合には先ほど話があったように辞退するという二重の受取を防ぐことはやりますよね。同類の道もつくっておいてもいいのではないかということでもありました。</p>
委員	<p>それぞれの課題についても文句は整理しないといけないと思います。事務局のほうでそれぞれ出している根拠はこういうことがありますよということを出してもらって、その中に今回の条例の部分がうまくはまるのなら、いいと思うのです。たまたま出している文句を調べて思いました。</p>
委員	<p>どういうふうになっても公職選挙法に関係しますので、県に報告して、ちゃんとそういうことの妥当性、承諾みたいなことをとっておいたほうがいいと思います。</p>
会長	<p>今、御意見いただいたことを整理する時間を少しいただいてもよろしいですか。今、ここで結論を出すことは少々難しいかなと思うし、いろいろな機関に聞いてみてもいいのではないかという提案もいただきましたので。</p> <p>皆さんにもう1つ考えてほしいことがあって、今回、これは何度も言うようですけれども、公職選挙法に基づく行為ではないのです。ですから、公職選挙法を前提とした話はやめてほしいということで、あくまでも公職選挙法に基づく選挙活動の時期から大きく時期をずらして、それで実行委員会を立ち上げて、運営していきましょう。目的は、新都市のまちづくりをより市民目線で、市民自治を進めていくために幅広い市民の人たちにこれからのまちづくりを巡るリーダーになりたいという人が意見を述べる場、これをつくっ</p>

	<p>ていく、ただそれだけなのです。</p> <p>市長になりたいと思っても、途中で体調が悪くてやめる可能性だってあるし、また議論をしていく最後の最後でやっぱり出たいという人がいきなり出てくる可能性だってあるし、その場合には陣営からの選出はできませんけれども。</p> <p>今回の特徴は、皆さんに考えてほしいのは、中学生、市長がということを行いましたけれども、市民の中には、新城市のいいところは中学生議会をはじめとして、若い世代の人たちに市政を知って、そして意見を言って、行動してもらいましょう。特に中学生議会は、ただ要望するだけでなく、課題があるならばそれを巡って、自分たちはこういうことをしたいという提案を市の側にする、そういう中学生議会にかわったのです。ですから、より自分で判断するためには、市のリーダーになりたいという人たちの意見を聞くということが大事で、そのためにもこの実行委員会の中に中学生のみんなもこれから委員として入ってもらいましょう。</p> <p>そうすると、中学生の委員の人たちの扱いはどうしますか。今の皆さんのお考えの中で、新たに中学生という枠を、あるいは高校生という枠の年代ですよね。特に中学生の年代は、義務教育に関わっている子たちがこの委員にぜひなってほしいというのが、この制度を運用していく際のひとつ宿題として投げかけられましたけれども、その人たちの報酬とか、あるいは交通費とかをどういうふうに考えたらいいでしょうか。どうでしょうか。〇〇さん。</p>
委員	<p>その他のほうの実行委員会におけるテーマの検討と、そういうところと連動しているということでもいいのですか。それとは別に中学生の枠というものを、要するに実行委員会の委員の構成の枠というものについてのことでしょうか。そこら辺を、先生が投げかけられたのはどちらで理解したらいいのかということですが。</p>
会長	<p>事務局の先ほどの提案を僕が今、解釈しましたけれども、これは実行委員会の枠で考えていいのか、それとも別枠ということで考えてほしいと言っているのか、あるいはどちらでもいいのか。その辺はどうですか。</p>
事務局	<p>どちらも考えられるかなと思っております。実行委員会の委員として入っていただくということも考えられますし、別で設けた勉強会といいますか、そちらのほうに参加していただくような機会を設けることもあるかなと考えています。何しろ実行委員会ですと15人以内ということですので人数が限られてしまいますが、ものすごくたくさんの中学生、高校生が入れるわけでもないなというところはあります。それでも少しでも入っていただいていることは考えられるかなと思っております。両方ですね、どちらもということですが。</p>
委員	<p>わかりました。そういうことであれば、中学生も実行委員会の中に入るといことも想定するというのであれば、中学生が報酬を受けとれられないわけではないという、税法上、全然問題ないと思いますし、それはそれで報酬ありでもいいと思いますけどね。</p>

会 長	<p>辞退という制度を皆さんがさっきおっしゃったので、それを設けておけば、それを運用する可能性だってありますよね。</p>
委 員	<p>実行委員会自体がきちっとできているかまだわからないのですよね。若い方が入るのは結構ですけども、ある程度形が出来るまでは年齢制限みたいなことがいいのか、ある一定の部分でやってもらって、勉強会から若い人も入ってもらう形をとって、徐々に移行していく。機会を作るほうが先決かなと思います。</p>
会 長	<p>皆さんの御意見を一回整理する時間をもらってよろしいですか。それで、次回、皆さんのほうに提案する形にもっていきたいと思います。たたき台を用意したほうが意見も出しやすいかなと思いますので、その根拠も含めて提案をするようにしたいと思います。そこら辺のとりまとめは、〇〇さんと一緒にやらせていただいてよろしいですか、皆さん。はい、ありがとうございます。</p>
委 員	<p>直接関係ないかもわかりませんが、今いろいろな意見が出て、調べられることは調べていただけるのですが、せっかく新城市が世界のアライアンスに加入している。今回調べることに同じようなことの問題ばかりみるだけでなく、世界とつながるチャンスがあるので、ここで議論したことを世界ではどうなっていると調べられることは新城市の特権ですから。出来るだけそういうことで広く調べていただいて、逆に国に提案するぐらいのことをやっていただいたほうが痛快だと思うのです。</p>
会 長	<p>せっかくアライアンスを組むのですから、こういう使い方をされたらどうかかなと思っています。最後に関係ないことですが思いましたので。</p>
会 長	<p>今、〇〇さんがお話ししてくれたことは、アライアンスのメンバーにということですね。聞いてみたらどうかどうかと。</p> <p>それで、アライアンスもそうだけれども、もしかしたら自治基本条例にうたっている今のいろいろな各機関のメンバーの委員やっている人たちに意見を聞いてもいいかもしれないね。ほかの、自治基本条例に基づいて市政の市民参加を促していく活動を一生懸命にやっている若者議会、女性議会、市民まちづくり集会の実行委員会とかあるので、そういった人たちに意見を聞く。その上で我々の判断材料にしてみるということ。今日の意見は今日の意見としてまとめますけれど、あわせてほかの委員の人たちがどんなふうにお考えになって、提案してくれるかを次回、一回、皆さんに出してみましようか。その点をやってみましよう。事務局のほう、協力よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、(2)を御覧ください。新城市地域自治区制度について、こちらのほうを事務局から委員の皆さんに説明をお願いいたします。</p>

## (2)新城市地域自治区制度について

事務局	<p>前回、地域自治区が全国で13あるということ細かい表をお示ししたと思いますが、今回調査結果がまとまりましたので、皆様に郵送いたしました。岩手県花巻市と秋田県大仙市が空欄になっております。回答を求めているのですけれども、回答待ちとなっております。空欄になっております。そのほかの地域自治区の市町村のほうから回答があつて、まとめてみました。簡単ですけれども説明させていただきます。</p> <p>1ページ目ですが、北海道せたな町です。</p> <p>人口7,500人のところで、3つの自治区がございます。調査結果としましては、諮問件数が今年度1件ということです。困っていること、悩んでいることはありませんかということで、過疎化・高齢化が進行し、地域協議会委員のなり手が不足している。それから、地域活動の担い手の育成や発掘に困っているということが回答いただいております。制度の検討としては継続ですが、理由のところ継続と回答したが、合併から約15年が経過し、職員数の減少が計画よりも早く進んでおり、地域自治区の事務局の維持についても大変な状況となってきているため、今後は地域自治区の廃止について検討していかなければならないと感じているという回答をいただいております。地域協議会の委員構成ですけれども、3地域協議会がそれぞれ10人、そしてうち女性がお一人、1割の方が女性ということです。年齢構成も38歳から75歳となっています。次に地域協議会活動です。会議の開催時間は、こちらは、3時から夕方5時までということで昼間開催しているようでございます。</p> <p>表ですけれども、裏面に続いております。開催日のほうも決まっておらず、進み具合で次回を決めるということです。こちらが悩んでいることは、ここと同じく過疎化、高齢化ということで、なり手不足を心配しています。あと、地域計画のほうも3地区すべて計画はないということです。</p> <p>2番目の北海道むかわ町です。</p> <p>人口7,700人ぐらいの町です。地域自治区は2つありまして、諮問件数も1件ということです。困っていること、悩んでいるということで、合併後の旧両町の均衡ある発展と各委員会や団体等との役割が明確でなくわかりづらいということです。一体性の醸成や行政の一体的な運営、地域自治区制度の再検討をしているということで回答いただきました。こちら、制度の検討ということで、この調査で初めて変更と、ここ1件だけですけれども、回答をいただいております。理由といたしましては、担い手の不足が進んでいる上で、原則無報酬となっているのが現状であり、制度の変更または別の組織との統廃合が必要と考えているということをお答えいただきました。地域協議会については、それぞれ実行委員13人ということで、女性も6人、4人とかなり多いのかなと思います。平均で35%となります。年齢構成も、2つとも30代の方から70代の方ということで、上の地域協議会は会議の開催は年間1回、会議の時間も夕方から夜にかけてという時間で開催されている。</p> <p>裏面になりまして、開催日についても特に調整をしながらやっているとい</p>
-----	---

うことで、地域自治区ごとの計画は、こちらは両方とも計画があるということで回答いただいております。

続きまして、3つ目、岩手県宮古市です。

人口5万600人ぐらいです。4つの地域自治区がございます。諮問件数については1件ということです。諮問内容について、新市建設計画の変更、地域創生基金事業の選考、各種計画についての意見聴取とありますので、こちらのほうをやっているということです。困っていること、悩んでいることということで、過疎化・高齢化が進行し、委員のなり手が不足。地域活動の担い手の育成や発掘。基金事業の今後、本制度の今後ということで悩んでいるということです。制度の検討としては継続とありますが、令和2年度に変更、更新し、令和6年度まで継続としている。現在は令和7年度に廃止予定という回答をいただいております。宮古市の地域協議会は、それぞれ委員が12名、女性の人数が2名から5名、年齢も30代、40代の方からほかの80代までということです。時間も1つの地域自治区だけ昼間開催していますが、3つは夜の開催となっております。

裏面になりまして、開催日についても特に決めていないということで、こちら、地域自治区ごとの計画はすべてないという回答でございました。

1 ページの一番最後ですが、福島県南相馬市です。

人口5万300人ぐらいです。3つの地域自治区がございます。諮問件数が過去3カ年で31ということです。諮問内容はこちらにあるとおりです。制度は継続でという回答です。地域協議会の人数ですけれども14人から15人、そのうち女性が4、5人ということで、こちらも高く、30%以上の方が女性だということです。年齢も38歳が一番若く、上は83歳まで。こちらも開催時間は平日の午後ということで、昼間開催しているとなります。開催日についても特に調整をしながらやっているということで、地域ごとの計画は、2つの協議会はなしで、一番最後のところはあるという回答でした。

3 ページ目ですが、会津町です。

人口が1万5,000人弱の町となります。制度の検討は継続という回答でございました。委員も9人から10人、女性も3、4人ということで、こちらも率としては3割を超えている人数となります。こちらは若者のほうがいるということで、27歳の方が参加されているということです。

会議の回数も4回行われているということで、会議の開催時間は昼間、1時半から3時半、27歳の方が昼間の会議に出れるんだと思いましたが、そういう時間で開催しています。日にちは特に決めていないということで、審議事項が出たときに合わせるということでした。困っていること、悩んでいることですが、地域協議会委員の高齢化と出席率の悪さ、地域協議会の在り方が困っているということでした。あと計画は、3つともなしということでございました。

続きまして2つ目で、新潟県上越市です。

こちらは18万9,000人の人口で、大きなところですよ。28の地域自治区がござ

います。諮問の件数も平成29・30年が9件、令和元年度については20件というところでございます。たくさんの諮問を答申しているということです。困っていること、悩んでいることということで、なり手が不足、若年層・女性委員の比率が低いということで回答いただいておりますが、地域協議会の内訳を見てみますと、委員は平均して13人ぐらいいますが、女性の平均は2.5人、約18%の割合となっていて、困っていることにありましたように女性の委員さんの比率が低いのかなと思われました。年齢も35歳の方が一番若く、80歳を超えた方も入っていらっしゃいます。開催時間も14時から、13時からと昼間のところもありますし、夜18時30分、19時と夜開催しているところがあるということで、同じ市でも開催時間がいろいろあるということでありました。開催日も毎月何曜日と決まっているところと決まっていないところがあるということです。地域自治区ごとの計画は、ここはすべてつくっていないという回答をいただいております。

次に長野県飯田市になります。

20の地域自治区があります。こちらも諮問の件数が過去3カ年で257件とすごい数の件数がございます。ほかに困っていることはないのですけれども、地域協議会のほうは大人数、17人ぐらいいるので、女性の平均が6名ぐらい、3割を超えているということで、飯田市もかなり女性が多くなっています。年齢層ですが、30代の方から60代の方まで幅広く委員さんとなられている。時間のほうは18時以降ということで、夜開催していることがわかります。開催の日程も決まっていないということで、諮問のタイミングで開催することが多いということで回答いただいております。こちら、飯田市はすべての地域自治区で計画は策定されているようです。

同じく長野県の伊那市です。

地域自治区は9ございます。諮問の件数はなしということで、困っていることもなしという回答をいただいております。地域協議会の人数ですけれども、44人という最多の人数であります。右を見ていただきますと会議の回数が1回とあり、ほかの地域協議会とは違った形で運営されているのかなと思われました。平均して26名ぐらいいの委員さんで、うち女性も5名が最大、中には女性がゼロというところもあります。女性がゼロのところは、年齢も66歳から72歳とかなり高齢な方たちの地域協議会になっている印象を受けました。時間帯のほうも19時半、19時からと夜に開催していることが多いようです。会議の日にも特に決めていない。こちら伊那市は、地域計画をつくっているところはなしということであります。

愛知県豊田市です。

12の地域自治区がございます。今までと違いまして、地域協議会が28あります。1つの地域自治区で地域協議会が5個あったりするところがあって、地域自治区は12ですが、地域協議会は28ということで新城市とは違うなと思われました。こちらのほうも困っていることの中に、地域会議のほかに、うちでいう地域協議会ですけれども、地域コミュニティ会議、地域学校共働本部

といった、市の関与する地縁団体が複数あり、組織が重層化している。ということでした。地域特性が多様であるため、市内一律の制度は難しいと感じているという御回答をいただいております。28の地域協議会の委員さんを全員合わせると497名、約500名の委員さんがおられます。各地域協議会は17人ぐらい、うち女性が3.5、女性の比率が低いかなという印象です。年齢も31歳が一番若く、82歳くらいまで。会議の時間帯も全て夜でございます。開催は前年度に決まっている。地域計画ですけれども、あるところとないところとバラバラでございました。

12番が新城市でございます。

10の地域自治区があり、新城市の困っていること・悩んでいることで、ほかにもありましたが、過疎化・高齢化が進行し、地域協議会委員のなり手が不足している。また、地域活動の担い手の育成や発掘ということも回答いただいております。次、地域協議会の委員さんが200人以上いまして、平均21人ぐらい、女性の人数も平均5.5ですが、鳳来中部のように1人のところもあれば、作手のように10人参加しているところもあり、平均25%ぐらいの女性の割合になるのかなと思います。

新城市が若者の人数のところ、今までずっとゼロだったのですけれども、新城市は舟着と八名に1人ずついるということでした。会議の開催はすべて夜開催となっています。会議の日時、日程のほうも特に決めていないということで、ただ前年度の年間スケジュールを参考にしているところがあります。あと会議の開催場所で、今までずっと市の施設とありましたが、八名地域協議会だけ地域の施設を使ってやっているという回答です。計画のほうも1カ所なしとありますが、本年度すべて地域計画があるということになります。

最後に宮崎県宮崎市です。

こちらは22の地域自治区がございます。困っているということで、地域協議会の委員は、団体の代表及び公募による委員で構成されているが、委員の認識にも差があり、十分な協議がなされていない地域もあるということです。地域の各種団体では、高齢化により特定の人材に負担が集中し、専門的なスキルやノウハウが不足するなど、人材の確保が課題であるということで回答をいただいております。地域協議会は22ございます、全部で400人くらい。平均18人ぐらいで構成されておりまして、うち女性も平均で6名、34.1%であります。女性の比率が高いかなということです。年齢についても30歳から85歳まで、開催日が平日の夜間。開催日のほうは原則2月、5月、8月、11月と定例会が年4回ということです。計画のほうは、すべての地域自治区であるということです。

以上で説明は終わりです。

会 長

どうもありがとうございました。事前に資料を送ってもらっていたので、それを読んで、多分皆さんも話がよくわかったのではないかと思います。それでは、自治振興課長に来ていただいているので、何か追加で、今回の調

自治振興課	<p>査でわかったこととか、コメントがありますか。</p> <p>今日、地域協議会の委員さんがたくさんみえていますが、私が代表ということで答えますと、それぞれの地域で困っていること、悩んでいることというところに着目しますと、似ているところがあるのかなという気がしました。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。委員の皆さん、せっかくですので、少し議論を進めながら、また後で補足していただくとしていきましょうか。</p> <p>今回の調査で、説明をいただく前に見ていて、非常に新城の特徴が出てきていますね。ただ、それが何かというのは、委員の皆さんに発見してもらえたらと思うし、あるいは僕が気がつかないところをたくさん気がついておみえになると思うので、皆さんから、この調査からどういうことがわかるかというところで少し御発言いただきたいと思います。特にほかとの共通点だけでなく、新城の強みとか弱みとか、そういう観点でもいいと思うし、このアンケートから随分いろいろな特徴が見えてきています。皆さんはどんなところに何かお気づきのことがあるか。それを一回皆さんから聞いてみましょうか。それがこの地域自治区制度、新城の地域自治区制度を今後どういうふうに発展させたらいいかというヒントにつながってくる部分が多いと思いますので。どうですか。</p>
委 員	<p>よくまとめていただいて、しっかり見てきまして、1つ思いました。飯田市は、諮問件数は257件ですが、会議の年間回数が2回。ということは、その下部組織という言い方がいいのか、前段がいいのか、この会議の前にそのような組織でいろいろなことをもんでみえるのか、うまくやってみえるのかなと、そこは知りたいなと素朴な疑問でした。諮問件数257件は非常に多いし、各市2回しか会議をやっていないのは不思議に思いました。その辺、もし飯田さんのほうで教えていただければ、今後の地域協議会の参考になるのでは。</p>
会 長	<p>今の点について、調査された側としてどうですか。この会議の性格ですよ。だれが主催して、どういう会議なのかというところが説明が必要かなと思います。その辺は知っていますか。</p>
事務局	<p>この調査しか回答がないものですから、細かなところはわからないのですが。地域協議会を開催しているのが、この表でいきますと2回だったり、3回だったり、4回だったりということで。飯田市は一時、諮問する事項というものを確か増やしたのか、見直しをしていました。この地域自治区の区域内にある公共施設を更新するとか、廃止するとか、新設することはもちろん、地域自治区に関係する計画とかがあったんですね。そのことについて意見を聞くというようなことがあった。この257件は過去3カ年分ということなので、単純に平均すると80件ぐらい、20の地域自治区があるということがあって、年間4件ぐらい。効率的に少ない回数で意見をまとめられているのかどうなのか、一度に4件の諮問が出されて、少ない状態の中で検討されているのか、これは確認ができていないので、確認したいなど。</p>



<p>会 長</p>	<p>ここは諮問件数がやたらと多いのですけれども、たくさん、実は行政のほうから各地区ごとにいろいろと検討してほしいと。合併後の公共施設の再編を進めるにあたっての検討会議を随分求めていて、それぞれの地域自治区、地域協議会ごとに話し合いをしているので、多分その延べ数がこの諮問のところに出てきている。</p> <p>一方で、右側のところで、地域自治区では、新城市と同様に交付金の審査であるとか、実績報告会であるとか、地域計画にあたる地区別将来構想とか、こういったものをつくっているのです。これなどは多分会議の中には入っていない。指定管理者になっている公民館などで相当話し合いをしていますので、この辺の会議の数というのは、市が諮問したものについて全員が集まって最終的に協議をするような場面であって、日常的な会議は多分膨大な数をやってみえるのではないかな。寄合ですね、要するに寄合をやってみえると思います。私はそういうふう聞いていました。</p>
<p>委 員</p>	<p>この地域も若手がないということで悩みごととしてあるのですが、愛知県豊田市の年間の会議数は大体1月に1回は行われているのに、3カ年の諮問件数がゼロというのが気になりました。その他の内容の困っていることの中に、ほかの地区コミュニティ会議とかけもちしている人がたくさんいて、その会議に人が集まらない、意見がまとまらない。もう1つ、地域特性が多様なため、一律の制度では難しいので諮問件数がないというところもあると思います。以上です。</p>
<p>委 員</p>	<p>この表だけではなかなかみ取れないものがあるなと思いました。例えば委員の人たちがどういう人たちなのかというのがこの中で見えてきていない。新城市もそうですけれども、新城市は私たちはそこにいるので、大体区長さんを中心としてとなっているわけですが、他の地域自治区ではどんな人たちが、例えば団体から出てくるのか、公募なのか、それともNPOなのか、そこらあたりの構成する人たちがどうなのかというのがわからないというのが、この中では読みとれないのがネックかなと思います。</p> <p>もう1つ、この地域協議会というのは、いわゆる話し合いの場としてのもの。飯田市などでは、その下にまちづくり団体か何か、何か実行組織があったと思います。そういったものということで、新城市はだれが主体かというところ、それは区というようなこととか、いわゆる地域協議会のメンバー構成からするとどうしても区という単位になってくる。地域自治区の地域活動交付金ですね。もちろん一緒になってやることもできるのですけれども、大体区という単位なのです。それがNPOとかになると地域自治区と範疇が違うのかなと。ここらあたりが他の地域自治区ではどうなのかというのがわかりにくいかなというのが1つあります。</p> <p>もう1つ、新城市では、先ほどもありましたけれども、会議の回数が20回もやっているところもあったり、地域協議会委員さんの負担はどうなのかと心配するところであるので、その辺が今後、担い手不足などはどこでもあるわけなので、そこら辺とどうかわってくるのかなと考えるところではあ</p>

委員	<p>ると思います。以上です。</p> <p>この表を見させていただいて、新城地区は全体的に会議の回数がとても多いなと思いました。私の鳳来南部地域の協議会は13回になっていますが、大体1カ月に1回、それプラス地域活動交付金の審査会だったり、報告会ということで12回よりちょっと多いぐらいの回数だと思いますが、ほかの地区を見ると新城でいうと22回、ここにある資料で全国と比べても回数が多いなという意味では感じました。</p>
委員	<p>思ったことだけを言います。私もこれを見て、この資料を見てパッと目についたのが、若者の数と会議の数です。若者の数はほとんどないなということで、新城は2つ、他に1つしかないということで、私の考えはもっと若者と一緒になってやっていきたいなということを思いますけれども。</p> <p>もう1つは会議の数です。しかし、内容を考えてやっていきますと、実際に数回で終われるのかなという気持ちがあります。実際に各地域自治区単位で地域協議会で何かを取組んでいこう、年間の地域計画をつくって、それに沿ってどんな事業が出来るかということを考えてやっていく。そうすると、どうしても複数回、2桁の数が必要ではないかなと。どんな運営をしているか、その運営の仕方にもよるだろうと思いますけれども、実際にこの地域協議会の数プラス、私の関係している地域協議会ではその前に必ず分科会をやりますので、分科会で練っております。そうするとその倍ぐらいはやっていないかと思わないでもありませんが、そのぐらいの気構えがないとなかなか回っていかないかなという気がいたします。以上です。</p>
会長	<p>ずばり〇〇さんと〇〇さんに聞きたいのですが、新城市の会議は数が多いということなのですが、ただ活動している内容の大事さからいうと、ここはやむを得ないだろうという落としどころがありました。一方でかかわっている側から見ると、大変ですか。若い世代にこれから参加してもらおうとすると、これはちょっとヤバイぞとお考えか、あるいは実際はそんなに大したことないよと言っただけか。</p>
委員	<p>実際のところは大変です。回数が増えると、それだけ自分がやりたいことも制約されますし、時間も制約されますしということですが、しかしやった以上はということで腹をくくってやっているということでもあります。</p>
委員	<p>回数が大変かどうかということで言えば、個人的には1カ月に大体1回ぐらいなので負担ではない。ただ、例えば地域自治区予算などを決めるときに、先ほど〇〇さんも言われましたけれども、1回の会議では決まりません。どうしても何回か会議を重ねないと、次年度の地域自治区予算とかを決めるのはすぐに決まるものではないし、無駄な回数ではないと私自身は思います。さっき言ったように私は負担ではないです。以上です。</p>
委員	<p>まだ2年目ですがけれども、個人的にはすごく負担になっていて、会議数は実際12回となっているのですが、一応僕、副会長という立場をやらせていただいているので、最近では会議を充実させるために事前打合せなどあったりして、分科会ではないですが、地域協議会で何かをやるとなるとそ</p>

	<p>ういった打合せにも行かなくてはいけなくなってしまう。特に仕事終わりにあると、そのまま休む間もなく会議の場所に行ったりというのがるので、言い訳でしかないですけど、疲労で集中できないこともあったりする。自分の時間をとられるのは、やってみれば仕方ないのかなと思うのですけれども。結構負担にはなったりします。ただ経験としては、やっていて損はないのかなと思っています。</p>
委員	<p>私は、これ全部ば一つと見て思ったのは、新城市は割と委員の方の年代が若いなという印象を受けて、よかったなと思いました。未来がある感じがします。</p>
委員	<p>全体的に担い手が少ないというのは、そもそも合併の段階で人口の少ないところがくっついてというところの兼ね合いもあるので、しょうがない部分ではあるのかなと、全国的にそういうことがあってもしょうがないのかなと感じています。</p>
	<p>あとは、年間スケジュールを組んでいるところと組んでいないところがあり、新城市でいくと地域協議会の方針ということで年間スケジュールを組んでいるのですけれども、ほかの自治体さんはどれぐらい、参加者に沿ってというか、長野県の伊那市の伊那地域自治区などは地域協議会の会長の予定に合わせるためという理由もありますので、その辺はやるにあたってどうなんだろうなと思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>もう少しこの自治体の話は聞いてみたいというところがあれば後で出してほしいのですけれども、新城市の特徴をとらえながら、あわせて新城市のこの地域自治区制度を質的に発展させていく意味でということ。</p>
	<p>今、新城市のデータを見ると、皆さんが御指摘されたとおり、まず委員の中の女性の割合が多い、高いですね。特に作手は23人中10人が女性だという、半分です。全般的にほかの地域自治区に比べて女性の占める割合が高いということと、18歳以上29歳のところ、ほかはゼロが並んでいることに新城はポツポツですけれども1、1という数字が出ているように、〇〇さんが言ってくれたように若い世代が参加をしているという現実があります。そして、この年齢の幅ですけれども、当然そういうことから年齢の幅が広い。よく見ていくと上の年齢が、ほかのところと比べると必ずしも高くはないのです。それから下の年齢が低い。全般的に13の地域自治区の中では年齢構成の上限、下限が低いという特徴があるのです。そして、八名は日本で一番会議をやっているということになっていくわけで、こういう特徴があるわけです。</p>
	<p>ですから、これがやらされてやっているのか、それとも非常に前向きに取り組んでいるのか。なぜかというところと諮問件数がゼロなんです。諮問がゼロでありながらたくさん何か取り組んでいるということは、これは主体性があるということなのではないでしょうか。一方で負担があるということは、これはもう当然のことで、時間を制限されるということはあるでしょうね。</p>

	<p>そうすると、先ほど話に出てきた、委員というのは一体どういう人がやっているのかということころは、確かに興味深いところですよ。お役で回ってきたからやるということころがある一方で、いや、そうではなくて手挙げ方式でやりたいと、あるいは経験してみたいということもできる町なのかもしれない。その辺の委員の属性がどうなっているかということは、どこかの町を一回調べてみることに、新城はどうなんだということころを自己検証をしてみる必要があるような気がします。</p> <p>ほかの団体は、地域協議会の下にまちづくり委員会とかそういう組織を設けて、そこの中に部会を設けて、その部会の中に町内会とかNPOとかが入ってくるケースも初期にはあったのだけれども、最近ではその部会そのものをNPO法人とか株式会社のような形にして、実行組織として自立化を図っていくところも出てきたりしています。新城は、先ほどの話の中でこの地域協議会の下には行政区であるとか、各地域の無認可の団体が多数あるということだったのですけれども、今後はこういう地域づくりを継続的に、持続的に取組んでいったりする上でどういう方式があったらいいのか、このあたりは考えてみる必要があるかもしれません。</p> <p>今、ざっと見た限りでも、探してみたいことと今後の課題が見えてきたようなものでした。</p>
事務局	<p>今、先生がお話しただいてあれなんですけれども、皆さんも今日、これを見ていただいて、先生がおっしゃったように実際に委員さん、先生が最後に言ったようにお役で出ていたりだとか、そうでなかったり、いろいろな市で違うと思います。</p> <p>一番最初に〇〇さんからも質問もあったのですけれども、全国で地方自治法に基づく自治協議会は13だけなのです。先生の論文を見たときに、日本全国で約1,700の団体があるのですよ。そのうちのほとんどにおいて、地方自治法に基づかない形でやっている。</p> <p>ぜひ皆さん、新城市ということころは地方自治法に基づくということころですので、必ず住民の意見を聞くためにこういったことを受けることが法律に定められています。そういった法的な担保、そういったものが必要だからということで市はやっています。ですので、皆さんも回数が多くなって、自ら自分たちで地域計画の見直しだとか何回もやった上である地域協議会なのです。こういった実情をぜひわかっていただいて、いろいろと御検討、御意見いただけたらと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆さん、お願いがあるのですけれども、事務局にもお願いしたいことでもあるのですが、今回のアンケート結果、まだ出てきていない自治体もあるのですけれども、ひとまず出てきた結果から新城市の地域自治区制度の特徴を読みとって見てほしい。それを事務局のほうにペーパーで書いて、一回寄せてもらえないでしょうか。このアンケート結果から、新城市の地域自治区は他の全国の12の地域自治区などと比較してどんな特徴をもっている地域自治</p>

委員	<p>区、地域協議会であるのか。それは、もちろん皆さんなりの価値観を入れてもらって結構です。非常に優れたところという点で特徴を見出すことも出来るだろうし、それからやはり再検討しなければいけないと見えるところもあるかもしれない。それを言い合うことプラス、こういったところが特徴だと、それを簡単なレポートで結構です、箇条書きでも結構ですので、書いて事務局のほうに寄せていただけないでしょうか。</p> <p>それから、行政側からすると、ほかのところと比べて非常に若い世代が多いとか、会議の回数が多いとかというようなことが起きています。地方自治法上の制度というのは、これはあくまで行政の附属の機関という性格をもちますので、公共的なサービスを住民側が担って行っているということでもあるのです。こういう数字として出てきたことを行政側としては前向きに評価出来ることとしてはどういうことがあるのか。それから、考えなければいけないことは、他と比較してどういうことがあるのかということ、申しわけないですけども事務局のほうにお寄せいただけるとありがたいと思います。これが1点目です。</p> <p>もう1つ、ほかの自治体でももう少し深掘して聞いてみたいところがあるのではないかと。例えば先ほど〇〇さんが委員の属性のことを言ってくれました。どういう立場の人がやっているのか。年齢が低ければ、当然学生がやっている可能性もあるし、会社員でも若い人がやっているというようなことがいえるのかもしれないけれども、ほかのところはどうやって委員を選出していたりするののかというところで、一回聞いてみたいところがありますよね。皆さん、自分なりの観点で聞いてみたい自治体と聞きたいこと、それがあつたら、皆さんの関心で結構ですので、これも事務局のほうに寄せていただいけませんか。全部だと大変なので、比較的多い自治体を選んで、今度は電話インタビューも含めて聞いてみたいと思います。これは私が責任もってやります。</p> <p>日にちですけれども、箇条書きでも結構です。レポートみたいな形で分析した結果を出していただくのは、出来れば年内にはやっておきたいので、今日が10日、そうしたら1週間ぐらいでいいですか。17日ぐらいでどうですか。お仕事との兼ね合いでも。皆さん、すみませんけれども御協力お願いします。そうやって次の会議に向けての準備をしていきたいと思います。</p> <p>何かこの内容について追加で御意見がありますか。</p> <p>今、私が考えているのは制度そのもの、予算の枠ですね。1億円という枠、7,000万円、3,000万円の枠というものが問題なのか、地域活動交付金が問題なのか。地域活動交付金でいえば審査基準とか審査方法とか、そういうものも出たと思うのですけれども。4番目に地域自治区予算ですね。各課との調整はどういうふうになっているのかとか、地域自治区予算にそういった課題があるのかどうか。次が委員の構成、属性ですが、若者枠、女性枠、障害者枠とかそういったいろいろなセクターに入っていただくような形になるのか。ここら辺の見直しについてどういうふうにもっていくのかというか、</p>
----	---

会 長	<p>私たちの市民自治会議自体が、例えば答申をするわけですからけれども、地域自治区というのは地域の独自性に任せることが前提だと思うのです。この委員会の答申は何になるのかなと私の中で整理が出来ていないのですけれど。</p>
会 長	<p>そこはまだだれも整理できていないところだと思います。これほど多様な意見が出てきたり、特徴が出ているので、むしろ今、〇〇さんがおっしゃったようなことは、新城市内の、例えば〇〇さんとか〇〇さんたちが今、かかわっておみえになるような新城市の地域自治区の課題とか、あるいは論点として考えてもらうほうがいいのでしょうか。</p>
委 員	<p>多分そうでしょうね。これは、聞くことではないと思うので。地域協議会の会長さんたちに今の地域自治区予算の額であるとか、地域自治区予算を確定するための行政サイドとの協議の仕方のことであるとか、そういった中で改善すべき課題があるのかどうかとか、それから地域活動交付金の金額の多い、少ないであるとか、あるいは実際の審査は地域協議会がやってみえるわけだけれども、そこで改善すべき課題を一回整理をしてみるとか、そういったことってやはり必要ですか。ここで検討することって。</p>
委 員	<p>ほかに、例えば地域協議会運営委員会、連絡協議会だったかな、横の組織がありますよね。そういう場で検討されていくべきことであれば、そちらでいいと思いますけれども、この市民自治会議として扱って、みんなと意見交換したほうがいい論点があれば、いろいろな話題を出してくれたけれども、その中であれば出していただいてもいいし。</p>
委 員	<p>個人の意見になるのかもしれませんが、予算の金額とか交付金の金額においては、その地域協議会のほうの会議で話し合われるほうが私はいいのかなと思います。地域によっては地域活動交付金を予算どおりにゼロになるところもあれば、余ってしまうところもあるので、そういう問題はそちらの地域協議会のほうの会議で話し合われるべきで、ここでは違うのかなと個人的に思います。</p>
会 長	<p>皆さんも覚えてみえると思いますけれども、前回の会議のときも、例えば若者議会と地域協議会はもっと連携したほうがいいのではないかという話題を出された方もみえましたよね。つまり地域協議会の中の今の制度上のいろいろな問題というのは、これはそちらのほうの委員会でやってもらうとして、市民がまち全体のまちづくりに参加したりとか、非常に身近なところのまちづくり活動に参加をしたりする、そういう機会をつくっていくところでは、この地域協議会はずごく大事な役割をしているのだけれども、そういう中で幸いにして若い世代が運営に委員として参加したりとか、活動に参加したりということが、新城市の場合、出てきているのかもしれないですよ。そういういいところをより伸ばしていく。大変なことが多いだろうけれども、新城市の地域自治区、地域協議会の運営だとか活動でいいところをさらに伸ばしていくにはどんな工夫をしたらいいかというところが、おそらく市民参加のまちづくりを進めていく上で大事な論点になるだろうし、それが市民自治会議の中の大事な論点の1つではないかなと思いますけれども。そ</p>

委員	<p>の辺は今度、実はまとめていくべきかなと思って、先ほど皆さんにぜひこのアンケートを分析してみてくださいということでお願いしたつもりだったのですけれども、どうでしょうか。高齢化が進んでいるとかいろいろなところが共通しているわけだけでも。</p>
委員長	<p>確認事項に近いのですが、この市民自治会議のほうに地域協議会の活動も含めて、見直しをするために議論をしていくことを責務として与えられたのか、さっき言った若者議会で前回いろいろな指摘が、入ってみるといいよというのは、考えているばかりだけではなく、やる場が地域協議会であるので、若者議会等でいろいろ考えていただいたものを実践する場がそこにあるので、いろいろな会議をつくっているから、そういうふうにしていくと相乗効果が出るので、そのコーディネートがこの市民自治会議がしていくのか、目的がどうなのかという疑問を常に思っている。</p>
委員長	<p>諮問の事項は後者の部分に近いと思います。つまり、地域自治区制度の在り方を再検討するという事は、この市民自治会議の課題ではなくて、それはむしろ地域自治区を所管している市の側、そちらのほうで実際に地域協議会の会長さんとか委員の皆さんと協議をして進めていっていただくことが大事だろうと。</p> <p>むしろこちらの市民自治会議は後者の部分に近くて、ほかにも自治基本条例に基づいて活動している、あるいは設置されている委員会などがあって、そこで参加している人たちがいる。若い世代もいれば、女性もいれば、中学生もいたりする。そういう既存の制度などもうまく活用しながら、この地域自治区をさらなる発展の方向に後押しすることが出来ないかというのが諮問の内容でした。</p>
委員	<p>ということは、市の中の実務に凝りかたまるのではなく、今回つくっていただいた資料で広くいろいろなところに目を向けて、気がついたことを提案していくというスタンスでよろしいということですか。</p>
委員長	<p>そういうスタンスで結構です。</p> <p>皆さん、趣旨としては了解してもらえましたか。確かにこの内容について、制度そのものをもう1回検証して、見直すべき提案も出来るかもしれないし、それが多くの若い世代をはじめとして、まだ委員の経験がない人たちの参加の機会をつくることになる可能性は大いにあるのだけれども、そこはやはりもう既に活動している組織があるので、そちらのほうが一番よく知っていることでもあると思うし、そこにまずはお願いするとして、我々はこの設置された地域自治区地域協議会を外から応援していくというか、そういう観点でこのアンケートから見てとれる特徴を踏まえて、さらに地域自治区を使って、あるいはそういう場を使ってまちづくりを活発にしていくためにはどんな提案が出来るだろうか。そこら辺はアンケートから読み取れるいろいろな特徴を、皆さん自身のネットで調べてもらってもいいし、自分でわかっていることを提案にまとめてもらってもいいかなと思っています。</p> <p>どうでしょうか、皆さん。よろしいでしょうか。</p>

	それでは、時間も超過してきましたので、今日の審議事項はここまでにさせていただきますと思います。それで3の報告事項のところ、事務局から手短にお願いいたします。
--	--

### 3 報告

(1)市民まちづくり集会について

開催日時：令和3年2月6日(土)

場 所：新城市役所

新城市開発センター

新城市つくで交流館

- ・感染症対策として会場を分散し、少人数で開催
- ・各会場をオンラインで繋ぎ情報共有を図る

### 4 その他

次回の日程

1月22日(木) 18時30分から

閉会